

令和4年4月15日 国土審議会第20回離島振興対策分科会

今後の離島振興について（意見具申）（案）

令和4年4月15日開催の国土審議会第20回離島振興対策分科会において、離島振興対策の現状にかんがみ、標記のことを決議したので、離島振興法第21条第2項の規定により下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 離島は、領域や排他的経済水域の保全、自然・文化の継承、食料の供給の場などの多様な国家的・国民的役割を担っている一方、その地理的条件不利性により、人口減少、高齢化は一層進展し、医療や交通の確保、産業の担い手不足など、他の地域が抱える課題が先鋭的に顕れている。
2. しかし、ICT等のテクノロジーの発展に伴い、遠隔医療やドローンなど、四方を海等で囲まれた離島の隔絶性の技術による解消が期待されるほか、全国的な脱炭素化の動きの中、豊かな自然を有する離島での再生可能エネルギーの活用が注目されるなど、離島の新たな可能性も生まれつつある。
3. このような状況にかんがみ、今後の離島振興では、医療や教育、交通など従来の島民の生活を支える取組を引き続き推進していくことはもちろん、デジタル化や再生可能エネルギーなどの新たな取組について多様な人材を巻き込みながら進めていくことが必要である。
4. 多様な役割を持つ離島がおかれる厳しい状況と向き合い、その振興を図ることは、離島地域のみならず、日本全体の重要課題である。今後も離島に人が住み続け、その役割を最大限発揮できるよう、国の責務として、昨今の離島を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、離島振興施策を引き続き強力に推進するべきである。